

# 令和6年度におけるベースアップ評価料の 算定金額総額の情報提供(お知らせ)

社 会 保 険 部

令和6年度診療報酬改定にて新設されたベースアップ評価料については、当会においても医療に携わる方々の働く環境の改善に少しでも資するものと考え、積極的な届出へのご協力をお願いしてきておりました。病院をはじめ、多くの医療機関から届出いただいておりますことについて御礼申し上げます。なお、届出は令和7年度中も行えますので、届出がまだの医療機関におかれましては、ぜひ積極的にご検討くださるよう引き続きお願いいたします。

また、令和6年度中にベースアップ評価料の算定を開始した医療機関においては、令和6年度におけるベースアップ評価料の算定金額の総額を調べ、「賃金改善実績報告書」を作成のうえ、令和7年8月末までに厚生局へ提出する必要があります。報告書の様式としては、専用の様式が用意されており「病院及び有床診療所用」と「診療所及び歯科診療所用」の該当する方を使用して提出いただきます。(従来版の届出様式内の報告シートを用いることもできますが、専用様式の方が入力し易い内容となっております。)

日本医師会では、報告書作成にかかる各医療機関の負担を少しでも軽くするため、審査支払機関と相談した結果、国保連合会及び支払基金から各医療機関に対して、以下のように令和6年度中におけるベースアップ評価料の算定金額の総額が情報提供されることとなりましたので、お知らせいたします。

### 令和6年度分「賃金改善実績報告書」

報告対象：令和6年度中にベースアップ評価料の算定を行った医療機関（令和7年3月3日までに届出を行い、同月から算定した医療機関を含む）

提出期限：令和7年8月31日まで

■算定開始時に作成・提出された、「賃金改善計画書」と「賃金改善実績報告書」の内容が異なっても問題はありません。

#### ◎国保連合会からの情報提供

##### 1 提供方法

都道府県国保連合会から各医療機関に対しては、以下の方法により7月末までに提供される予定です。

- ・オンライン請求を行っている医療機関  
オンライン請求システムの振込額データダウンロードにより提供
- ・電子媒体請求医療機関  
増減点等の通知に同封のうえ提供

##### 2 提供されるデータ

- ・国保連合会に請求された分のみが対象となっており、支払基金などに請求された分は提供データには含まれません。
- ・集計対象は電子レセプトのみとなり、紙レセプトでの請求分は集計されません。
- ・査定等により請求額と支払額に差異が生じる場合は、その結果は反映されずに、請求ベースでの情報提供となるとのことです。

## ◎支払基金からの情報提供

### 1 提供方法

支払基金から各医療機関に対しては、電子レセプト請求分（令和6年7月～令和7年5月請求分）をもとに、医療機関等総合ポータルサイトのアカウントの有無によって、以下の方法により提供される予定です。

- ・アカウントあり → 総合ポータルサイトでの表示による提供  
サイトにログイン後、各医療機関のページが表示されますが、「自分のサポートプロファイル」画面において、ベースアップ評価料の算定金額を表示することにより提供。  
提供のタイミングは7月中を予定。  
※医療 DX 推進体制整備加算の算定のために、マイナ保険証の直近3ヶ月分の利用率を画面上でお知らせしておりますが、そちらに追加表示された情報提供となります。
- ・アカウントなし → 文書を郵送することによる提供  
ベースアップ評価料の算定金額を記載した文書を郵送することにより提供。  
提供のタイミングは8月上旬ごろを予定。

### 2 提供されるデータ

- ・支払基金に請求された分のみが対象となっており、国保連合会などに請求された分は提供データには含まれません。
- ・電子レセプト請求分だけの集計となるため、紙レセプトでの請求分は集計されません。
- ・支払基金への請求時点での集計となり、査定の結果は反映されませんが、返戻の結果は反映されており、電子レセプトでの再請求があった場合、再度集計されているとのことです。

上記のように、国保連合会と支払基金からは、それぞれ別に集計結果の情報提供が行われることとなりますので、医療機関から厚生局に提出が必要となる「賃金改善実績報告書」上の記載については、審査支払機関から提供された金額を合算した上で作成・提出いただくこととなります。

賃金改善実績報告書の提出にあっては、厚生局の専用メールアドレスに所定の様式（エクセルデータ）を提出することとなりますが、メールアドレスを持っていない等、やむを得ない事情のある場合には書面での提出も可能です。

■令和7年3月以降にベースアップ評価料の届出を行い、令和7年4月以降からベースアップ評価料の算定を開始した医療機関は、令和7年度内に提出する書類はありません。

■ベースアップ評価料（Ⅱ）と入院ベースアップ評価料を届出している場合には、上記とは別に、3ヶ月ごとに区分を確認の上、変更となる場合は算出を行った月内に厚生局へ届け出るとともに、翌月から変更後の区分に基づき点数の算定を行う必要があります。

■日本医師会では、「届出様式」や「賃金改善実績報告書」（診療所用）の作成等に役立つ説明用資料を作成しております。メンバーズルームの「令和6年度診療報酬に関する情報」に掲載されておりますのでご活用願います。

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

※会員専用ページのためログインが必要です。

■ベースアップ評価料に関する厚生労働省の専用ホームページです。各種様式や届出に関する参考資料などが掲載されております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)